

パソコン保守条件書

1 保守対象及び内容

(1) 保守対象

パソコン本体、本体に付属するケーブル

(2) 保守内容

保守対象機器の修理及び部品交換等（調達するパソコンのメーカー保守（５年間）に入っていること。）

(3) その他

保守作業後、保守対象機器が正常に動作することを確認すること。

2 業務の時間

勤務時間（日曜日、土曜日、祝日等の休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除く午前８時３０分から午後５時１５分）とする。

3 保守作業の対応期間及び場所

保守担当業者が行う保守作業の対応期間及び場所は、原則として次のとおりとする。

(1) 対応期間及び場所

保守作業は、原則、職員が、保守担当業者に対して保守作業の連絡を行った日の業務時間内に公益財団法人大分県自治人材育成センター（以下「センター」という。）に訪問し対応を行う。連絡時間が午後４時以降の場合、又は天災等で時間内の対応が困難と認められる場合は翌勤務日の対応とすることができる。

また、センターでの対応が困難と認められる場合に限り、職員と協議し、代替機を設置のうえ引き取りし、保守担当業者が所有する作業場で保守作業を行うことができる。この場合、連絡日から起算して７日以内にセンターにパソコンを再設置することとする。ただし年末年始等で連続７日以上の開庁日がある場合はセンターと協議の上、再設置まで８日以上の日数を要しても差し支えないものとする。

4 保守作業経費

故障した機器の原型復旧に要する部品・機材・修繕費等、保守業者が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等は、すべて賃借料に含む。

5 保守業務の対象外とする事項

次に掲げる事項については、本条件書に基づく受託者の保守業務の対象外とすることができる。

(1) センターの故意又は過失により発生した故障

(2) 天災地変等センター又は保守業者いずれの責めに帰することができない事由により発生した故障

(3) センターの都合による機器の移設

(4) 故障していない機器に係る清掃作業

6 保守作業の確認

(1) 保守担当業者は、３に掲げる保守業務を終了したときは、直ちにセンター職員の作業終了検査を受けなければならない。

(2) 保守担当業者は、(1)の検査終了の翌日（翌日が、日曜日、土曜日、祝日等の休日及び１２月２９日から翌年の１月３日である場合は当該休日の翌日）までに連絡日時、連絡者名、保守作業日時、管理番号、故障内容と作業内容等を記載した報告書をセンターに提出しなければならない。